



議案第二十四号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例
第一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 教育委員会は、体育施設の管理について、その一部又は全部を個人及び団体に委託することができる。この場合において、委託を受けた者は、教育委員会と常時緊密な連絡をとり、善良なる管理に努めなければならない。

第五条第二項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

別表二を次のとおり改める。
別表二（第六条関係）

照明使用料

| 施設名 | | 使用時間 | 区分 | | 使用料 |
|-----------|--|------|-----|-----|--------------|
| 町営三朝球場 | | 三十分間 | 町外者 | 町内者 | 二、一〇〇円 |
| 町営美の田テニス場 | | 三十分間 | 町外者 | 町内者 | 四、二〇〇円 |
| | | | 町外者 | 町内者 | 二面以内 七〇〇円 |
| | | | 町外者 | 町内者 | 二面以内 三五〇円 |

附 則

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。